こども輝くまちこうふ
こどもの学びを応援します！！

就学援助の申請を受け付けます。

就学援助制度ってなに？

小中学生のお子さんがいるご家庭のうち、収入要件を満たす※1 世帯に、
学用品費や修学旅行費など就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

小中学生のお子さんがいるご家庭であれば、どなたでも※2
お申込みできます。（援助を受けるには収入審査あり※1）

※1　収入のめやすは、「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

※2　里親制度を受けている場合などは対象となりません。



Q１　一度認定されたら卒業まで認定され続けますか？

A1　毎年度必ず申請が必要です。

Q２　就学援助で援助されたお金は返すの？

A２　貸付ではないので返済は不要です。

Q３　所得制限の目安を知りたい！

A３　ご自身の世帯の所得がわからない場合は、お気軽にお問い合わせください。（詳細については「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。）

子どもたちの楽しい学校生活のためにぜひ申請を！！

援助の一例

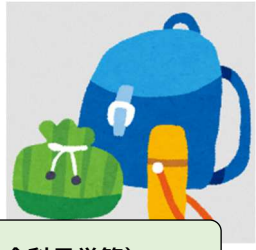


学用品費



新入学学用品費





校外学習費（修学旅行、社会科見学等）

～就学援助費の申請から受給まで～

1　お知らせの配布



毎年４月に「就学援助制度のお知らせ」と「申請書」が学校を通じて配布されます。

2　申請手続き



「就学援助申請書（兼世帯票）」を記入し、学校または学事課へ提出します。

3　審査・認定結果の通知



認定基準に基づき審査を行い、結果の通知書が届きます。

4　就学援助費の支給



認定となった場合、就学援助費が支給されます。（援助の内容により金額が異なります。）

お問い合わせ先　甲府市教育委員会　学事課　☎055-223-7322